

Title	バトラーによる良心の権威の擁護をめぐって
Sub Title	Butler's defense of the authority of conscience
Author	水野, 俊誠(Mizuno, Toshinari)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2020
Jtitle	エティカ (Ethica). Vol.13, (2020.) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20200000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

バトラーによる良心の権威の擁護をめぐって

水野俊誠

はじめに

バトラーの考えでは、人間本性は三つの階層から成る体系である¹。最も下の階層には、個々の欲求、情念、情愛がある。個々の欲求、情念、情愛とは、それぞれの対象に向かう直接的で単純な傾向である。第二の階層には、自己愛の原理と仁愛の原理がある。自己愛とは、自分自身の幸福への一般的欲望である。仁愛とは、社会の安全と善への一般的欲望である。そして、最も上の階層には、良心あるいは反省の原理がある。良心とは、人が自らの心情、気質、行為を識別し、それらを是認または否認する原理である。良心は、その判断によって行為を統制する原理、人間本性の本来の支配者である。言い換えれば、良心は、人間本性の他のすべての構成要素を指導し統制する権威を有する。

では、良心が権威を有するという自らの見解を、バトラーはどのように擁護しているのだろうか。代表的な解釈であるダーウォルの解釈、ミラーの解釈、ウェッジウッドの解釈を検討して、この問いに答えることにしたい。

第1節 良心の権威

バトラーにおいて、良心とは何か。この問いに答える第一の手掛かり

1 柘植尚則『良心の興亡』山川出版社、2016年、参照。

は、第2説教の以下の一節である。

あらゆる人間のうちに、反省あるいは良心という優越する原理がある。それは、自らの外的な諸行為だけでなく、自らの心の内的な諸原理を識別する。それは自分自身と諸原理を判断する、つまり、ある行為がそれ自体で正義である、正しい、善であると、また他の行為がそれ自体で悪である、間違っている、不正であると決定的に宣告する。それは、相談も助言も受けずに厳然と努力し、行為者である自らを是認ないし否認する。そして、それは、力づくで抑えられなければ、より高次でより効力のある判決を先取りし続ける。さらに、その判決は来世において自らに賛成し自らを肯定する。S 2.8²

良心とは、外的な行為、心の内的な原理を識別し、それらについて、正・不正、善悪の判断を行い、行為者を是認または否認する、優越する原理である。そして、良心による判断は、神による審判を先取りするものである。上の問いに答える第二の手掛かりは、以下の一節である。

人々の中には、それによって彼らが自らの諸行為を識別し、それらを是認し、否認する反省の原理がある。我々は、明らかに、自分自身の本性について反省するような類の被造物として構成されている。心は、それ自身のうちを通り過ぎるもの、心の傾向、嫌悪、情念、情愛を、しかじかの対象に関わるものとして、しかじかの程度で眺めることができる。そして、それらに後続する幾つかの行為を、眺めることができる。この概観において、心は、一方を是認し他方を否認し、第三の

2 Joseph Butler, *Fifteen Sermons Preached at the Rolls Chapel and Other Writings on Ethics*, D.McNaughton ed., Oxford University Press, 2017. 以下、同書からの引用・参照は、S1.1 (Sermon1, paragraph 1)、S P.1 (2nd.ed., preface, paragraph 1) のように記す。

ものに対しては、どちらの仕方でも影響されず、完全に無差別である。人間が自らの心、気質、行為を是認または否認する、自らのうちにありこの原理は、良心である。S 1.8

良心とは、自らの心の傾向、嫌悪、情念、情愛、およびそれらに後続する行為を識別し、それらを是認または否認し、または善悪無記とする、人の心の原理である。加えて、良心の判断は、行為の結果として生じる利益や幸福には関わらず、それらから独立して行われる (S p.39)。

上の問いに答える第三の手掛かりは、以下の一節である。

この能力 [良心：引用者] は、我々の本来の支配者となるために、すべての下位の原理、情念、行為の動機を指示し統制するために我々のうちに置かれた……S 2.15 [引用文 A]

良心は、すべての下位の原理、情念などを統制するだけでなく、行為の動機も指示、統制する。言い換えれば、良心は、下位の原理、情念、行為について道徳的判断を行うだけでなく、行為を動機付ける。

まとめると、良心とは、(1) 行為者の性格、心の傾向、他のすべての諸原理、情念、情愛、およびそれらに後続する行為とその動機を識別し、(2) それらの善悪、正・不正を、行為の結果から独立に判断し、(3) それらを是認または否認し、(4) 行為を動機付ける原理である。留意すべき点は、第一に、バトラーの考えでは、良心は、自己愛、仁愛などの原理を是認または否認することによって、それらの原理が是認または否認する行為を間接的に是認または否認するだけでなく、個々の行為を直接的に是認または否認しもすること、第二に、良心は、個々の行為の善悪、正・不正を判断するだけでなく、善い行為あるいは正しい行為を動機付けることである。

では、良心は、人間本性においてどのような位置を占めているのであ

ろうか。この問いに答える第一の手掛かりは、引用文 A、およびそのすぐ後に置かれている第2説教の以下の一節である。

それによって我々が自分自身の心、気質および行為を調べ、是認または否認する原理は、……あなたがこの能力即ち良心の観念を、判断、指示、監督を含めずには形成できない限り、優越しているものとして、つまりまさにその本性から他のすべてに対して優越性を明らかに要求するものとしても考えられるべきである。S 2.14（強調は引用者）

良心は、人間本性を構成する他のすべての原理、情念、行為の動機に対して優越する、人間本性の本来の支配者である。

上の問いに答える第二の手掛かりは、第2説教の以下の一節である。

この能力〔良心：引用者〕が他の諸原理と同様に、ある影響を持つべき心の原理の一つであると単に考えられてはならない。それは本性と種類とにおいて他のすべての原理に優越し、優越するという自らの権威を持つ能力として考えられるべきである。S 2.8

良心は、強さや程度の点ではなく、本性と種類の点で他のすべての原理に優越する。この意味で、権威を有する。

上の問いに答える第三の手掛かりは、『説教集』序文の以下の一節である。

実は、我々の本性の構造そのものが求めているのは、我々が自らのすべての行為をこの優越した能力〔反省ないし良心：引用者〕の前に持ち出し、その裁決を待ち、……その権威を自らに強要し、裁決を自らの生活の務めとすることである。S P.25

人間本性の構造そのものが、良心が権威を有することを要求している。以上から、良心は権威を有するという見解を、バトラーが採用していることは、明らかである³。

では、良心が権威を有するという自らの見解を、バトラーはどのように擁護しているのだろうか。この点に関する代表的な解釈として、ダーウォルの解釈、ミラーの解釈、ウェッジウッドの解釈がある。これらの解釈を検討することにしたい。

第2節 ダーウォルの解釈

ダーウォルの考えでは、バトラーは、良心が権威を有するという自らの見解を、以下のように擁護している。即ち、行為者は、ある行為を行うべき理由を持つためには、自らの心を自己規制する構造的秩序として維持する能力を、持つ必要がある。ところで、良心の権威は、心の構造的秩序を維持する要となる。それ故、行為者は、良心の権威を認めることによって、自らの心を自己規制された構造的秩序として維持する能力を獲得する。以上から、行為を行うべき理由を持つこと自体が、良心の権威を要求すると。

今しがた見た議論は、カントの相互性テーゼを、その構成要素の一つとする一種の自律主義的内在主義であると、ダーウォルは述べている。自律主義的内在主義とは、実践的推論（理論理性において適切に基礎付けられた熟慮）は、自律を実現するという、一種の内在主義である。内在主義とは、責務は実践的推論を通して提示された決定的道德のうちにあるという見解である。カントの相互性テーゼとは、道徳と自律的行為者性とは、

3 良心は権威を有するという見解を、バトラーが採用していることの他の論拠は、S P.24, S P.26, S 2.8, S2.12, S2.13, S2.16, S3.2, S3.5 等である（柘植尚則「バトラーの人間本性論」行安茂編『近代イギリス倫理学と宗教——バトラーとシジウィック』晃洋書房、1992年、170-203頁、参照）。

互いに伴っているというものである。このテーゼの前半は、道徳が自律的実践理性を伴うというものである。これは、道徳（的責務）が存在するために成り立たなければならないこと、言い換えれば道徳（的責務）が仮に存在するとすればどのようなものかを示す。他方、このテーゼの後半は、実践理性が存在するというもの、および、実践理性が道徳の要求に従って行為することを命じるというものである。これは、道徳（的責務）が事実存在することを示す。カント的相互性テーゼに鑑みれば、先に見た、ある行為を行うべき理由とは、（少なくとも第一義的には）道徳的な理由であると考えられる。

ダーウォルが自らの解釈を支持する第一の論拠として挙げているのは、第2説教の以下の一節である。

我々の心の幾つかの情愛と我々の生の幾つかの行為とを調べ、是認または否認する能力〔良心：引用者〕の、この優先権を有し自然的な至高性は、それによって人々が自分自身にとって法——我々の本性のその法への人々の一致または不一致が、彼らの行為を、最高の最も本来的な意味で自然的なものまたは不自然なものにする法——となるものであるので、その能力の至高性があなたに対してさらに説明されることが適切である。S 2.9

良心の至高性（権威）を認めることによって、良心は、人々が自己にとって法となる能力となる。この法に対する彼らの一致または不一致は、彼らの行為を自然的なものまたは不自然なものにする。そして、ダーウォルの考えでは、人がある行為を自然的なものであると見なすことは、その行為を行うべき理由を持つことに他ならない。以上から、人は、良心の権威を認めることによって、自然な行為を行うことができる、言い換えれば、行為を行うべき理由を持つことができると言える。裏を返せば、行為すべき理由を持つことは、良心の権威を認めることを要求する。ところで、人は、

行為すべき理由を持つ。それ故、良心は権威を有さなければならない。

ダーウォルが自らの解釈を支持する第二の論拠として挙げているのは、第2説教の以下の一節である。

良心のこの自然的至高性のようなものはまったく存在せず、一方の内的原理と他方の内的原理との間に設けられるべき区別は、強さの区別以外には存在しないと想定しよう。そして、その結果はどうなるかを見ることにしよう。S 2.16

良心の至高性（権威）が存在しないことと、原理どうしの間には強さの区別だけが存在し、本性あるいは種類の区別は存在しないことを、バトラーは等価なものを見なしている。そして、良心の権威が存在しないと、バトラーは仮定する。続けて以下のように述べている。

ある人が親殺しの罪を犯したと、そのような行為に伴いうるあらゆる残酷な状況とともに想定しよう。この行為は、その差し当たり最も強い原理の結果として行われる。そして、内的原理の間に強さの違い以外のいかなる違いも存在しないならば、その強さが与えられれば、あなたは人間の本性全体を——それがこの問題に関わる限り——手に入れる。その行為は、その原理が現実にならざる強さの程度であることによって、明らかにその原理に対応する。それ故、その行為は、人間の本性全体に対応する。その行為とその本性全体とを比較する時、両者の間に不均衡は生じず、不適合は現れない。このように、父親殺しと人間本性とは、その同じ人間本性と子としての義務の行為とが対応するのと同じように、互に対応する。内的原理の間に強さの違い以外のいかなる違いも存在しないとすれば、そのような被造物の行為として考えられた、これら二つの行為の間に、我々はいかなる区別も設けることはできない。だが、我々は最も冷静な時に、両者を同じよ

うに是認または否認しなければならない。このことよりも大きな不合理に至るものはない。S 2.17

親を殺すべきでない理由があると我々が考えないとすれば、あらゆるケースで一律には親殺しを否認することができない。そして、諸原理の間に相対的な強さ以外の違い即ち本性あるいは種類の違いがないとすれば、親を殺すべきでない理由はない。それ故、諸原理の間に本性あるいは種類の違いがないとすれば、我々は、あらゆるケースで一律には親殺しを否認することができない。ところで、先に見た仮定により、諸原理の間に本性あるいは種類の違いが存在することは、良心の権威が存在することと等価である。だとすれば、良心の権威が存在しないとすれば、あらゆるケースで一律には親殺しを否認することができない。この結果は不合理である。この不合理な結果を回避するためには、良心の権威は存在しなければならない。要約すると、親を殺すべきでない理由を持つためには、諸原理の間に本性あるいは種類の違いが存在しなければならず、従ってまた良心の権威が存在しなければならない。

ダーウォルが自らの解釈を支持する第三の論拠として挙げているのは、『説教集』序文の以下の一節である（序文第25段落の一節は、その一部を第1節で見たが、重要なので再び引用する）。

行為の原理の一つ、良心あるいは反省は、人間の本性のうちに共にある残りのすべてのものと比べて、明らかにそれらすべてに対する権威のしるしを帯びている。そして、それらの満足を許すか禁じる、それらすべてに対する絶対的支配を要求する。というのは、反省による否認は、それ自体で、単なる傾向より明らかに優越する原理であるからである。結論として、人間本性のこの優越する原理または部分に対して、他の部分に対してより多くのものを許さないこと、その優越する原理または部分に、ある人がたまたま置かれる気質と状況からその

順番がたまたま来る時に、残余のものと共通して機会的にのみ支配させ指導させること、これは、人間の構造に一致して行為することではない。誰も、その優越する原理に、それに相応しい絶対的な権威を認めないならば、自らの本性の構造に一致して行為すると、言われることもできない。S.P. 24

実は、我々の本性の構造そのものが求めているのは、我々が自らの行為の総体をこの優越する能力〔反省あるいは良心：引用者〕の前にもたらし、その裁決を待ち、自分自身に対してその権威を強要し、この能力に従うことが道徳的行為者の任務の全体で絶対的にあるのと同じように、それに従うことを自らの生の任務とすることである。S.P. 25

良心に絶対的な権威を認めることによって、人は人間本性に一致して行為することができる。人間本性に一致して行為する時、人は、自分自身にとって法である。言い換えれば、自律的な道徳的行為者となる。自律的な道徳的行為者だけが、行為すべき理由を持つ。他方、良心が権威を持たず、他の原理と同じように、たまたま最も強い時にだけ行為を支配するのであれば、人は人間本性に一致して行為することはできない。人間本性に一致して行為しない時、人は、自分自身にとって法であることができない。言い換えれば、他律的な人になる。他律的な人は、行為すべき理由を持たない。以上から、人は、行為すべき理由を持つためには、良心の権威を認めなければならないと言える。

第3節 ミラーの解釈

ミラーの考えでは、バトラーの思想に暗に含まれているのは、以下のテーゼである。即ち、事物 x の特徴 c が ϕ することのために適合されているのは、(1) c が ϕ することに資し、かつ (2) x が c を持つことが、 c

が ϕ することに資するという事実の観点から説明される場合のみである。ミラーは、このテーゼを、適合（adaptation）の核心的概念と呼ぶ。事物 x が特徴 c を持つことは、事物 x が ϕ するために計画されているという説明的枠組みによって、適合の概念は、補完される必要がある。上の（2）および説明的枠組みは、知的な計画とその計画を立てた作者への指示を、その構成要素の一部とする。例えば、ナイフの鋭さが切るために適合されているのは、ナイフの鋭さが切ることによって資するという事実、および、ナイフが切るために計画されつくられているという事実（説明的枠組み）によって説明される場合のみである。他方、浸食によって自然に形成された鋭い縁を持つ石は、切ることによって資するので、上の（1）を満たす。しかしながら、石の鋭さは、石が切るために計画されつくられているという事実によって説明されない。だとすれば、上の（2）を満たさない。以上から、石の鋭さは、切るために適合していないと言える。

バトラーは、適合の概念および説明的枠組みを、人間本性に適用している。具体的に言えば、バトラーの考えでは、人間本性の特徴 c が徳に適合されているのは、特徴 c が徳に資するという事実、および、神が人間本性を徳のために計画したという事実（説明的枠組み）によって説明される場合のみである。

今しがた見た人間本性に関する適合の概念および説明的枠組みを援用して、バトラーは、良心の権威を、次のように擁護している。即ち、人間本性は、良心が権威を持つという特性を有する。この特性は、人間本性が良心の命令に従うために資する。ところで、良心は行為の善悪を判断し、善い行為を動機付ける。それ故、良心の命令に従うことは、徳（善い行為を行う性向）に資する。加えて、神は、善でありうるように人間を創造した。言い換えれば、人間本性を徳のために計画した。以上に鑑みれば、良心が権威を持つという、人間本性の特性は、それが徳のために資するという事実、および、人間本性が徳のために神によって計画されているという事実（説明的枠組み）によって説明される。若干敷衍して言えば、バトラ

一は、神が、善でありうるように人間を創造したという、神の計画に関する一般的な前提に依拠して、人間本性の事実から、良心の權威を擁護している⁴。

バトラーは人間本性に関する適合の概念を採用しているという見解を支持する論拠として、ミラーが挙げているのは、『説教集』序文の以下の一節である。

体系は、幾つかの部分から成る一あるいは一つの全体であるが、あなたが一つの全体の観念の中に、それらの諸部分が互いに対して持つ関係と観点を含めるのでなければ、幾つかの部分は、一つの全体として考察されたとしても、全体の観念を完成しない。……そしてすべての個々の自然的物と人工的事物は、それ自体の外部にそれ自身を越えて、ある用途または目的のためにあるので、人は、体系の観念の中にすでにもたらされたものに、その体系がこの一つまたは複数の目的に資することを、付け加えるだろう。 S P.14 [引用文 B]

体系とは、幾つかの部分とそれらの部分どうしの関係とから成る一つの全体であり、それ自身を越えた一つまたは複数の目的に資するものである。あらゆる個々の自然的物と人工的事物は、体系を成す。バトラーは、人工的事物の例として時計を取り上げて、次のように述べている。時計は、一つの体系を成す。この体系は、幾つかの部分とそれらの部分どうしの関

4 Cf. Millar, Alan, “Butler on God and Human Nature”, in C. Cunliffe ed., *Joseph Butler’s Moral and Religious Thought: Tercentenary Essays*, Clarendon Press, 1992, 293-315. Millar, Alan, “Reply to Briton”, *Philosophical Quarterly* 42, 1992, 486-491. バトラーは、神学的前提に依拠して良心の權威を擁護しているという解釈を採る他の論者として、ペネルハム、マクノートン等がいる (Cf. Penelhum, Terence, *Butler*, Routledge & Kegan Paul, 1985, McNaughton, David, “Butler’s Ethics”, in R. Crisp ed., *Oxford Handbook of the History of Ethics*, Oxford University Press, 2013, 377-388)。

係とから成り、時刻を示すという、この体系の外部にある目的に資する。若干敷衍して言えば、時計の部分どうしが特定の関係を持つという事実は、それらの部分どうしが特定の関係を持つという特性が時刻を示すという目的のために資するという事実、および時計は時刻を示すという目的のために設計されているという事実（説明的枠組み）によって説明される。

続けて、バトラーは、自然的事物の例として人間本性を取り上げて、以下のように述べている。

人間の内的枠組みに関しても、同様である。我々の内的本性の幾つかの部分としてのみ考察された、欲望、情念、情愛、反省の原理は、この本性の体系あるいは構造の観念を、我々にまったく与えない。というのは、構造はまだ考慮されていない何か、——即ちこれらの幾つかの部分が互いに対して持ち、その主要なものは反省または良心の権威である関係——によって形成されるからである。我々が人間本性の体系あるいは構造の観念を手に入れるのは、その内的枠組みにおける幾つかの欲望と情念が互いに対して持つ関係、とりわけ反省あるいは良心の至高性を考察することからである。そして、その観念自体から、我々のこの本性即ち構造が徳に適合されていることは、——時計の観念から、その本性即ち構造あるいは体系が時間を測るために適合されているように思われるのと同じように、——確実に思われるだろう。

S P.15（強調は引用者）[引用文C]

時計と同じように、人間本性は、一つの体系を成す。この体系は、良心、自己愛、仁愛、個々の情念といった諸部分とそれらの部分どうしの関係とから成り、徳という目的に資する。若干敷衍して言えば、人間本性の部分どうしが特定の関係——とりわけ良心の至高性という関係——を持つという事実は、それらの部分どうしが特定の関係を持つという特性が徳という目的のために資するという事実によって説明される。

次に、神は、善でありうるように人間本性を創造したという事実、言い換えれば人間本性を徳のために計画したという事実（説明的枠組み）を、バトラーが採用しているという自らの解釈を支持する論拠としてミラーが挙げているのは、第6説教の以下の一節である。

自然的世界と精神的世界との間には、我々がふだん気付くよりもずっと正確な対応がある。人間の内的枠組みは、人間が置かれている外的状態と生の状況とに、固有な仕方に対応する。これは、シラの息子の一般的な観察の個々の例である。「すべてのものは、互いに対して二重である。そして、神は不完全なものを何も持たなかった」。〔『聖書』xlii.24.：原注〕S 6.1 [引用文D]

神は、自然的世界と精神的世界との間に正確な対応があるように、両者を創造したと、バトラーは明言している。ところで、自然的世界と精神的世界との間に対応がなければ、人間は、道徳的に善であることができない。裏を返せば、自然的世界と精神的世界との間に対応があるならば、人間は、道徳的に善であることができる。以上から、神は善でありうるように人間を創造したと言える。

第4節 ウェッジウツドの解釈

ウェッジウツドの考えでは、バトラーは、体系の目的論的概念を採用している。体系の目的論的概念とは、ある体系が働く正しい仕方あるいは適切な仕方（即ちその体系の目的）があること、および、その体系が正しくあるいは適切に働く傾向を有することは、その体系の振る舞いを統制する基本原理だということである。バトラーは、体系の目的論的概念を、人間本性に適用している。言い換えれば、バトラーの考えでは、人間本性は体系を成し、その目的は、人が正しい生あるいは適切な生を送ることであ

る。正しい生あるいは適切な生は、有徳に生きることを、その構成要素の一部とする⁵。

バトラーが人間本性の目的論的概念を採用しているという見解を支持する第一の論拠として、ウェッジウッドが挙げているのは、先に見た『説教集』序文の以下の一節（引用文 B、C）である。時計は、諸部分と部分どうしとの関係とからなる体系である。この体系を調べると、その目的は時刻を示すことであると分かる。同様に、人間本性という体系を調べると、その目的は徳の実践であると分かる。これは、人間本性に関する目的論的概念を、まさに述べたものである。

上の見解を支持する第二の論拠は、第2説教の以下の一節である。

外的感覚が、それらによって認識できる物事の証明のために依拠されるのと同じように、人間の本性の調査から示された徳の責務と、人間本性の調査から強要された徳の実践への動機は、各人の心と自然的良心への依拠として考えられるべきである。……人は、視覚の実験から帰納された光学の真理について疑うことができないのと同じくらい、自分の眼が見るために自分に与えられたのかどうかを疑うことができない。そして、恥辱という内的感情を認めれば、人は、自らの眼が自らの歩みを導くために与えられたのかどうかを疑うことができないのと同じくらい、恥辱という内的感情が、恥ずかしい行為を自分が行うことを防ぐために与えられたのかどうかを、疑うことができない。S2.1

5 Cf. Wedgwood, Ralph, “Butler on Virtue, Self-interest, and Human Nature”, in P. Bloomfield ed. *Morality and Self-interest*, Oxford University Press, 2008, 177-204. 体系の目的論的概念は、体系の目的を設定した作者を、その構成要素の一つとするように見える。しかしながら、アリストテレスやストア派の目的論的概念のように、作者をその構成要素の一つとしない目的論的概念もありうる。以上に鑑みれば、体系の目的論的概念は、ミラーの解釈における適合の概念とは異なると言える。

眼を調べれば、眼の目的が見ることであることは、明らかである。同じように、恥辱という内的感情を調べれば、その感情の目的は、恥ずかしい行為の遂行を防ぐことであると分かる。さらに、人間本性の全体を調べれば、人間本性は体系を成し、その目的は有徳に生きることでであると分かる。これは、人間本性の目的論的概念をまさに述べたものである。

次に、バトラーは、人間本性の目的論的概念に基づいて、良心が権威を有するという自らの見解を擁護している。言い換えれば、バトラーは、神学的前提なしに、人間本性の観察だけから、良心が権威を有するという自らの見解を擁護している⁶。

上の解釈を支持する第一の論拠として、ウェッジウッドが挙げているのは、第2説教の以下の一節である。即ち、人が正しいあるいは適切な生を送る時、人間本性のすべての要素は、次のような階層構造を成す。即ち、個々の情念は、自己愛によって指導され規制される。そして、個々の情念と自己愛とは、良心によって指導され規制される。だとすれば、良心は、個々の情念および自己愛よりも優越する原理である。言い換えれば、権威を有する (S2.10-17)。

上の解釈を支持する第二の論拠として、ウェッジウッドが挙げているのは、第2説教の以下の一節である (その一部を第1節で見たが、重要なので再び引用する)。

6 バトラーは、神学的前提なしに、人間本性の観察だけから、良心が権威を有するという自らの見解を擁護しているという解釈を採る他の論者として、ブラウンシー、ブリントン等がいる (Cf. Brownsey, P.F., “Butler’s Argument for the Natural Authority of Conscience”, *British Journal of the History of Philosophy* 3, 1995, 57-68, Brinton, Alan, “ ‘Following Nature’ in Butler’s Sermons: Reply to Millar”, *Philosophical Quarterly* 41, 1991, 325-332)。

それによって我々が自分自身の心、気質および行為を調べ、是認または否認する原理 [良心：引用者] は、すべての情念について、最低の欲望についてさえ言われうるように、ある影響を順番に及ぼすべきものとして考えられるだけでなく、同様に、あなたがこの能力即ち良心の観念を、判断、指示、監督を含めずには形成できない限り、優越しているものとして、つまりまさにその本性から他のすべてに対して優越性を明らかに要求するものとしても考えられるべきである。これは、その観念即ちその能力自体の構成部分である。統括し支配することは、人間のまさに経済と構造からその能力に属する。その能力が権利を持っているのと同様に強さを持ち、明白な権威を持っているのと同様に力を持つとすれば、それは世界を絶対的に支配するだろう。……

この能力は、我々の本来の支配者になるために、すべての下位の原理、情念、行為の動機を指示し統制するために我々のうちに置かれた
……S 2.14-15

良心は、人間本性の他のすべての部分について判断を行い、それらに指示し、それらを監督するという三つの特徴を有する。人間本性の目的論的概念に鑑みれば、良心が今しがた見た三つの特徴を有することから、良心の目的は人の本来の支配者になることであると言える。言い換えれば、良心は、その本性から優越性を要求し、権威を有する⁷。

第5節 批判的検討

ダーウォルが自らの解釈を支持する論拠は、適切なものであろうか。第一の論拠となる第2説教第9段落の一節（「我々の心の幾つかの情愛と

7 同様に、ブリントンは、以下のように論じている。即ち、バトラーの考えでは、良心は、威厳をもって証言する。それ故、良心はそれ自身の権威を伴う、と (Cf. Brinton, *op.cit.*)。

……)」で、バトラーは、良心の権威（至高性）こそが人を自己自身にとって法とするものであり、その法との一致が行為を自然的なものにすると述べて、良心の権威の働きを説明している。その後、「良心の至高性があるあなたに対してさらに説明されることが適切である」（強調は引用者）と、述べている。以上に鑑みれば、上の一節は、良心の権威を説明するものである。良心の権威を擁護するものではない。

第二の論拠となる第 2 説教第 16-17 段落の一節（「良心のこの自然的至高性のようなものはまったく存在せず……」）で、良心の至高性つまり良心の権威が存在しないことと、原理どうしの間には強さの区別だけが存在し、本性あるいは種類の区別は存在しないことを、バトラーは等価なものを見なしていると、ダーウォルは述べている。しかしながら、バトラーが等価なもののみなしているのは、「良心のこの至高性のようなものがまったく存在しないこと」（強調は引用者）と「原理どうしの間には強さの区別だけが存在し、本性あるいは種類の区別は存在しないこと」とである。以上から、バトラーは、本性あるいは種類の区別の一つの例として良心の至高性を挙げているのであって、本性あるいは種類の区別と良心の至高性とを等価なものを見なしているのではないと言える。だとすれば、上の一節を良心の権威の擁護論と見なす、ダーウォルの解釈は成り立たない⁸。

第三の論拠となる『説教集』序文第 24 段落の一節（「行為の原理の一つ、良心あるいは反省は、……」）で、バトラーは、良心に絶対的な権威を認めないならば、人は人間本性に一致して行為することはできないと述べている。裏を返せば、人は、人間本性に合致して行為するためには、良心の権威を認めなければならない。また、『説教集』序文第 25 段落の一節（「実は、我々の本性の構造そのものが要求するのは、……」）で、人間本

8 自己愛と個々の情愛との間には、良心とは独立に、本性と種類の違いがある。それ故、自己愛が個々の情愛より優越することは、良心が至高の原理であることの証拠にならない。ウェッジウッドは、こう論じている(Cf. Wedgwood, *op.cit.*)。

性の構造が、我々に良心の権威を許容すると明言している。以上に鑑みれば、上の一節は、人間本性の構造から、良心の権威を擁護するものであると言える。だとすれば、上の一節は、行為すべき理由を持つことあるいは自律的な道徳的行為者性から、良心の権威を擁護するものではない。

以上から、ダーウォルの解釈は、十分な論拠を持たないと言える。

次に、ミラーが自らの解釈を支持する論拠は、十分なものであろうか。まず、バトラーは適合の概念を採用しているという自らの解釈を支持する論拠としてミラーが挙げている引用文 B、C は、人間本性の部分どうしの関係——とりわけ良心の権威——が、徳という目的のために資するという事実によって説明されると、バトラーが考えていることの十分な論拠となる。また、引用文 D は、神は善であり、善でありうるように人間を創造したという神の計画に関する一般的前提を、バトラーが採用していることの十分な論拠となる⁹。しかしながら、引用文 D において、バトラーは、良心の権威について述べていない。それ故、引用文 D は、良心の権威を擁護するために上の一般的前提が不可欠であるとまで、バトラーが考えていることの十分な論拠とならない。以上から、ミラーの解釈のうち、バトラーが適合の概念を採用しているというものは説得力を持つが、バトラーが良心の権威を擁護するために上の一般的前提に依拠しているというものは、説得力を持たないと言える。

さらに、ミラーの解釈に積極的に反対する論拠もある。第一の論拠は、第14説教の以下の一節である。

「永続する義しさである義しさ」（「詩篇」 cxix.142 : 原注）について、
 神の道徳的属性がそのうちにある真理の法への神の意志の一致について、
 世界を生み出した至高の精神の善さについて、正しい人たちが真

9 バトラーが、神の計画に関する一般的前提を採用していることの論拠となるのは、S1.8, S1.9, S2.1, S2.15, S3.3, S3.5, S3.10, S4.7, S6.1, S15.15 等である。

の見方を持つと想像しよう。S 14.14（強調は引用者）

バトラーの考えでは、神の意志は、真理の法に一致する。それ故、人間がある種の生を送ることを神が意志するならば、神がそう意志することとは別に、人間がそのような生を送るべき理由がある。以上から、バトラーは、神の意志に関する主意主義を否認していると言える。ところで、先に見たように、ミラーの解釈によれば、バトラーは、良心が権威を有するという自らの見解を擁護する際に、神は善であり、善でありうるように人間を創造したという一般的前提に依拠している。だとすれば、神の善い意志に関する一般的前提に依拠している。この見解は、バトラーが主意主義を否認していることと齟齬を来す。以上から、ミラーの解釈は、適切なものではないと言える¹⁰。

ミラーの解釈に反対する第二の論拠は、『説教集』序文の以下の一節である。

我々が正義をどのような意味で理解するにせよ、主張するのが非常におこがましいと私が考えることを想定してさえ、即ち神による処罰の目的が市民的処罰の目的つまり将来の危害を防止することに他ならないと想定してさえ、この大胆な想定に基づいて、その制裁の無視または不信は、決してこの不正義から免れない……。S P.29

神の処罰の目的が市民的処罰の目的、即ち将来の害悪を防ぐことであるという想定は、僭越で大胆な想定であると、バトラーは明言している。それ

10 ウェッジウッド、クリスピーは、ミラーの名前を挙げていないが、バトラーが良心の権威を擁護する際に、神学的前提に依拠しているという解釈を、今しがた見たように批判している（Cf. Wedgwood, *op.cit.*, Crisp, Roger, *Sacrifice Regained: Morality and Self-interest in British Moral Philosophy from Hobbes to Bentham*, Clarendon Press, 2017.）。

故、バトラーは神の意図について思索することに関して非常に慎重であると言える。以上に鑑みれば、バトラーの考えでは、ある体系がある目的を持つということが、神がその体系をその目的のために意図したということを支持するためには、前者を支持する独立した理由——この体系に関する神の意図に関する何らかの前提に依存しない、前者を支持する理由——がなければならない。ところで、ミラーの解釈は、良心の権威を擁護する際に、神の意図に関する前提に依拠している。以上から、ミラーの解釈は、適切なものではないと言える¹¹。

ミラーの解釈に反対する第三の論拠は、『説教集』序文の以下の一節である。

道徳の問題が論じられる二つの方法がある。一方は、物事の抽象的な関係の研究から始める。他方は、事実の問題から、即ち人間の個々の本性、その幾つかの部分、それらの経済や構造から始める。そこから、この本性全体に対応する生の行路は何かを、決定することに進む。…以下議論は、後者の方法において、主として行われる。初めの三つの説教は、完全にそうである。S P.12

道徳の問題を論じる第一の方法は、物事の抽象的な関係から、正しい行為を推論する、カドワースやクラークによるものである。第二の方法は、人間本性の事実を調べて、人間本性の全体に対応する生の行路を決定する、ホップズやシャツベリによるものである。バトラーは、『説教集』において第二の方法を採用すると明言している。以上に鑑みれば、バトラーは、少なくとも『説教集』では、人間本性の事実のみから、良心の権威を擁護していると言える。このことは、バトラーが良心の権威を擁護するために

11 ウェッジウッドは、ミラーの名前を挙げていないが、バトラーが良心の権威を擁護する際に、神学的前提に依拠しているという解釈を、今しがた見たように批判している (Cf. Wedgwood, *op.cit.*)。

神の計画に関する一般的前提に依拠しているとする、ミラーの解釈と齟齬を来している。それ故、ミラーの解釈は、適切なものではないと言える。

次に、ウェッジウッドの解釈を、マクノートンは以下のように批判している¹²。即ち、バトラーは、第3説教で、以下のように述べている。

誰か平凡で正直な人に、何らかの行為の行路を採る前に、自分が行おうとしていることは正しいか、それとも不正か、それは善いか悪いかと自問させよう。この問いは、ほとんどすべての公正な人によってほとんどすべての状況で、真理と徳に一致して答えられるだろうということを、私は少しも疑わない。また、これに対する例外のように見えるケースは、迷信と自己自身への偏頗性とのケース以外にはないように見える。S 3.4

バトラーは、誠実な良心の命令は、ほとんど誤らないと述べている。マクノートンの考えでは、良心の不可謬性に関するバトラーの確信を支持するものは、神は欺かないという神学的前提である。ところで、第4節で見たように、ウェッジウッドの解釈によれば、バトラーは、良心の權威を擁護する際に、神学的前提に依拠していないとされる。バトラーが神学的前提に依拠していないとすれば、良心の不可謬性に関するバトラーの確信を説明することができない。それ故、ウェッジウッドの解釈は、適切なものではない、と。

ウェッジウッドの解釈に対するマクノートンによる上の批判は、適切なものであろうか。

良心の不可謬性は、良心の權威の必要条件ではない。それ故、バトラーが、神は欺かないという神学的前提を採用しているとしても、バトラーは良心の權威を擁護するために神学的前提に依拠しているとまでは言えな

12 Cf. McNaughton, *op.cit.*

い。以上に鑑みれば、ウェッジウッドの解釈に対するマクノートンによる批判は、適切なものとは言えない。

まとめると、ダーウォルの解釈とミラーの解釈は、上述の困難な問題点を持つ。他方、ウェッジウッドの解釈は、困難な問題点を持たない。それ故、ウェッジウッドの解釈が適切なものである。

第6節 バトラーによる良心の権威の擁護論の評価

では、良心の権威のバトラーによる擁護論は、適切なものであろうか。

上の擁護論の第一の問題点は、人間本性の観察だけから、良心の機能を見出そうとしていることである。悪人は、そもそも良心を持っていないか、良心を持っているとしてもそれは機能を果たしていないように見える。それ故、悪人を観察して、良心の機能を見出すことは困難ではないだろうか。この点に関して、バトラーは次のように述べている。即ち、悪人の良心も権威を有しているが、その良心は故障しているので、その機能を果たしていない。それ故、自己愛や情念の力によって圧倒されている、と（第2説教）。しかしながら、悪人の良心はそもそも権威を有していないのか、それとも悪人の良心の機能が故障しているだけなのかという問いに答えるための基準は、人間本性の観察の外部にある。ところで、先に見たように、上の擁護論は、人間本性の観察だけから良心の権威を擁護している。それ故、上の擁護論を採ると、今しがた述べた問いに答えることができない。

良心の権威のバトラーによる擁護論の第二の問題点は、良心が人間本性を構成する他の原理を監督し、善悪と正・不正を判断し、人を指導して行為へと動かすという三つの特徴を有するという事実記述的判断から、良心は権威を有するという規範的判断を導き出していることである。悪魔が、良心と正反対のことを命じる邪心の原理が事実上、権威を有するように、

ある生物をつくったとしよう¹³。その生物を観察すれば、邪心の原理が、その本性を構成する他の原理を監督し、善悪と正・不正を判断し、その生物を指導して行為へと動かすという三つの特徴が見出される。しかしながら、この事実から、その生物において、邪心の原理が権威を有するという規範的判断を導き出すことはできない。以上から、良心は権威を有するという規範的判断を導き出すためには、人間本性に関する事実記述的判断だけでは不十分であり、人間本性の外部にある価値評価的判断が必要となると言える。

以上に鑑みれば、バトラーは、ミラーが解釈するように、神の計画に関する一般的前提に依拠して、良心は権威を有するという自らの見解を擁護するか、または、ダーウォルが解釈するように、行為を行うべき理由を持つこと自体が、良心の権威を要求すると論じるほうが適切であると言える。

ミラーが解釈するような、バトラーによる良心の権威の擁護論を、ダーウォルは次のように批判している。即ち、人間本性の計画に関する何らかの事実から、いかなる規範的事実も帰結しない。それ故、上の擁護論は説得力を持たない、と¹⁴。

ダーウォルによる上の批判に対して、ミラーの立場から、次のように応えることができる。即ち、バトラーが受け入れているキリスト教の信条によれば、全知全能で道徳的に完全な神が、人間本性を創造した。それ故、人間本性の目的は善いものである。以上に鑑みれば、人間本性に関する神の計画に関する事実は、規範的事実を含意する、と¹⁵。

しかしながら、上の応えは、キリスト教の信条（あるいは世界の創造主が実在するという他の信条）を受け入れていない人にとっては、説得力

13 Cf. Crisp, *op.cit.*

14 Cf. Darwall, Stephen, *The British Moralists and the Internal 'Ought' 1640-1740*, Cambridge University Press, 1955.

15 Cf. McNaughton, *op.cit.*, Wedgwood, *op.cit.*

を持たない。この点に、ミラーが解釈するような良心の権威の擁護論の限界がある。

おわりに

バトラーは、良心が権威を有するという自らの見解を、神学的前提なしに、人間本性の観察だけから擁護しているという、ウェッジウッドの解釈が適切であることを論証した。

次に、良心の権威のバトラーによる擁護論の二つの問題点——(1) 人間本性の観察だけから良心の機能を見出すことはできないこと、(2) 人間本性に関する事実記述的判断から、良心は権威を有するという規範的判断を導き出すことはできないこと——を指摘した。上の問題点に鑑みれば、バトラーは、ミラーが解釈するように、神の計画に関する一般的前提に依拠して、良心は権威を有するという自らの権威を擁護するか、または、ダーウォルが解釈するように、行為を行うべき理由を持つこと自体が、良心の権威を要求すると論じるほうが適切である。しかしながら、ミラーが解釈するような良心の権威の擁護論は、世界の創造主が実在するという信条を受け入れていない人にとっては、説得力を持たない。この点に、ミラーが解釈するような良心の権威の擁護論の限界がある。

(みずの・としなり 慶應義塾大学文学部非常勤講師)

Butler's Defense of the Authority of Conscience

Toshinari MIZUNO

How does Butler defend his view that conscience is supremely authoritative?

According to Darwall, Butler argues that “the authority of conscience is a condition of the very possibility of an agent’s having reasons to act at all.” According to Millar, Butler defends his view by appealing to some general propositions regarding God’s design of human nature. According to Wedgwood, Butler defends his view from observations of human nature without appealing to any theological prepositions. This paper criticizes Darwall’s and Miller’s interpretations, and defends Wedgwood’s interpretation.

I point out two difficulties in Butler’s defense of his view: (1) it is impossible to identify functions of conscience, from which Butler draws his view of the authority of conscience, based only on observations of human nature, and (2) it is impossible to draw a normative judgement that conscience is supremely authoritative based only on descriptive judgements concerning human nature. In light of these difficulties, it would have been better for Butler to have defended his position in view of either Darwall’s or Millar’s interpretations.